

スタッフ弁護士としての 8年間

法テラス牛久法律事務所



茨城県弁護士会会員
倉部 奈々
Kurabe, Nana

1 はじめに

私が所属していた法テラス牛久法律事務所（以下「牛久事務所」といいます。）は、茨城県内にある三つの法テラス法律事務所の一つで、司法過疎地域対応型事務所です。茨城県の県南地域に位置しており、JR常磐線で考えると、県庁所在地にある水戸駅と東京駅の間くらいになります。

茨城県内には、水戸市に本所型の法テラス茨城法律事務所、下妻市に扶助国選対応型の法テラス下妻法律事務所があり、県内三つの法律事務所のスタッフ弁護士がそれぞれ連携を取りながら、茨城県内で活動しています。そして、牛久事務所は、裁判所の管轄でいうところの水戸地方裁判所龍ヶ崎支部及び土浦支部の地域を中心に、活動しています。

2 養成時代

弁護士登録（63期）直後の1年間は、大阪のきづがわ共同法律事務所にて養成されました。養成事務所には、当時13名の弁護士がいたため、それぞれの弁護士と共同して事件処理等を行ったことにより、弁護士によってスタイルが全く異なることを学びました。また、日常のちょっとしたことでのやり取りから、弁護士業務への取り組み方や社会に対する視線等を

気付かされることも多かったです。

また、大阪弁護士会には、法テラスやひまわり公設事務所に赴任する弁護士をバックアップする過疎地PTという委員会があり、そこで毎月養成の状況について報告していました。例えば、赴任前に特定の分野の事件をやっておきたいが事務所には事件がないというとき、PTの先輩方と一緒に事件をすることができました。牛久事務所への赴任が決まった際には、牛久には入管があるので外国人の入管事件を見しておくべきだと考えて、PTの先輩にお願いして大阪入管での相談に同席させてもらったこともありました。このように手厚くバックアップしていただいて、私は牛久事務所へ赴任しました。

3 赴任直後

私は、元々東京の出身ではありませんでしたが、赴任するまで茨城県内に行ったことはありませんでした。それが、大阪での修習及び養成の結果か、はたまた元来の性格のためか、会った直後でも相手と親しく会話する技を身につけて牛久事務所へ赴任したため、法テラス茨城地方事務所の所長、副所長等を始め、相談者・依頼者からも「どこの出身ですか。関西ですか。」と言われることが多くあり

ました。他方、私のほうも、相談者・依頼者の方からの質問が大阪時代よりも少なく、どちらかというとき聞きたいことをこちらから引き出さないと表面的な話に終わってしまうという感触を受けました。このような県民性の違いを感じられるのも、スタッフ弁護士として転勤することの醍醐味かもしれません。

また、大阪時代から、弁護士会の会務には積極的に参加するようにと言われていたので、なるべく水戸に行って委員会に参加し、できれば委員会後の飲み会にも参加するように心掛けていました。そのおかげもあってか、弁護士会内で非常に居心地のよい関係をつくることができました。

4 任期更新

冒頭でも説明したとおり、牛久事務所は司法過疎地域対応型ではあるものの、東京都・千葉県に近く、私が牛久事務所へ赴任した後も牛久市内に開業する弁護士が何人もいました。このように実質的には司法過疎とはいえない状況で牛久事務所ができることを考えるなかで、関係機関との連携の強化を進めたいと思い、例外的な牛久での任期更新を認めてもらいました。

関係機関との顔の見える関係づ

くりを進めたことで、スタッフ弁護士ならではのと思えるような事件も取り扱いました。例えば、糖尿病で下肢を切断して車椅子生活をしているお母さんと、軽度の知的障がいのある娘さんのケースです。元々、お母さんのケアマネージャーから地域包括支援センター（以下「包括」といいます。）に相談があり、包括が間に入って私が法律相談をしたのは、生活保護申請と娘さんの借入金の問題でした。それが、包括や私に関わるなかで、お母さんの借入金の問題や、亡くなったおじいさんの借金問題、自宅の家賃滞納や娘さんの障害者手帳取得の問題、お母さんの状態悪化による入院や生活費の管理方法等の様々な課題が生じたため、出てきた課題を次々と検討・処理した結果、つい先日、娘さんが社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）の日常生活自立支援事業の利用契約ができたことにより、私の事件処理も終了となりました。このケースに関わり始めた当初は、娘さんと直接に話をすることもできなかったのですが、徐々に打ち解けてきて、最後の打合せでは娘さんが感謝のしるしを準備してくれていました。その娘さんの気持ちがあれしくて、担当の包括職員と共に、一つの区切りと喜びました。

また、母子共に統合失調症があり、お母さんがお子さんの障害年金を年金担保貸付により費消していたケースについても、おふたりの自己破産申立事件として受任しました。市内の公共交通機関がバスしかなく、おふたりとも牛久事務所まで打合せに来られないため、打合せは全て最寄りの社協事務所で行いました。お母さんは2度目の破産でしたが、社協の日常生活自立支援事業の利用を開始し

ていたこともあり、裁判所は同時廃止にて破産・免責を認めてくれました。

このように、関係機関の方々と一緒になって依頼者とより深く関わることで、依頼者の生活が好転する場面に立ち会えることは、スタッフ弁護士の楽しみの一つかもしれません。

5 現在

特に最近多いのは、成年後見事件です。選任された成年後見人等と連携しながら本人の権利擁護を進める必要がある案件について、関係機関から事前にケース会議等に呼んでもらって状況把握をしたうえで、後見人等候補者としてスタッフ弁護士を家裁に打診してもらうことも増えました。本人に対する継続的な支援が可能になり、また後見人としても選任後に関係機関がスッと手を引いてしまわずに、それまでと同様に関わってもらえることも多いように思います。

このようにやりがいのあるスタッフ弁護士なのですが、近年応募者が少なく、スタッフ弁護士の人数が減少しているため、牛久事務所も2019年1月から、2名いた

スタッフ弁護士が1名体制になりました。関係機関との良好な連携関係を保ちつつ、どのように牛久事務所を維持していくのが今後の課題かもしれません。というのも、2名体制でも日々忙しく仕事をしている状況から、周囲の弁護士数が増えたとしても、スタッフ弁護士への相談が途切れることはないといえ、牛久事務所の存在価値は十分にあると思います。

6 最後に

私は2018年末に任期を終了し牛久事務所を離れましたが、スタッフ弁護士としての8年間は、様々な人間関係に恵まれ、非常に充実した時間でした。スタッフ弁護士だからこぞできることを、存分にやらせてもらいました。私と関わっていただいた全ての方々に、深く感謝いたします。



地方事務所の所長、副所長等と同僚と共に牛久で

ご苦労さまでした

元所長から見て、とにかく倉部さんは、私の考えるスタッフ弁護士の一つの理想像だったと思う。第1に人柄がいい。第2に仕事ができる。第3に周りの受けがいい。依頼者のみならず行政をはじめもろもろの団体の皆さんからもご指名でいろいろな話が持ち込まれ、どれほどネットワークを広げてくれたことか。大変だったと思うけれど、どんな仕事もいやがらずにしてくれた。弁護士会の受けもよく、各委員会でもなくてはならない人になってしまった。

牛久に7年いたことになるが、当地での法テラスへの信頼は倉部さんが築き上げたものと言っても過言ではない。それもこれも、お金にならず、しかも重く疲れる仕事を一生懸命地道にやっている姿をみんなが見ていたからだろう。

着物姿の「クラブ奈々」のママさんも板について、お約束の寸劇では定番となってしまった（弁護士会の行事の話）。きっと品がいいのだろう。

当然牛久に定着となったが、スタ弁時代の心意気を忘れず、これからも頑張ってください。

From 足立 勇人（茨城県弁護士会会員）